

平成 27 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 27-10-1)

施策名	原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
施策の概要	原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。

達成目標 1	東京電力福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について、早期の被害者救済措置を図るため、被害の実態に応じて、原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。						
達成目標 1 の設定根拠	①「原子力損害の賠償に関する法律」第 18 条第 2 項第 2 号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」とされているため。 ②「原子力損害の賠償に関する法律」第 18 条第 2 項第 1 号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。」とされているため。						
活動指標 (アウトプット)	基準	23 年度	原子力損害の範囲の全体像を示した「中間指針」、自主的避難等に関する損害を示した「中間指針第一次追補」、政府による避難区域等の見直し等に係る損害を示した「中間指針第二次追補」を策定した。				
	進捗状況	24 年度	農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害を示した「中間指針第三次追補」を策定した。				
		25 年度	避難指示の長期化等に係る損害を示した「中間指針第四次追補」を策定した。				
		26 年度	中間指針の第 4 次追補に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施した。				
	目標	27 年度	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施予定。				
	目標の設定根拠	「原子力損害の賠償に関する法律」第 18 条第 2 項第 2 号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」とされているため。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	23 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%
②原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の申立てのうち、処理に着手している割合	年度ごとの目標値	-	100%	100%	100%	100%	
	目標値の設定根拠	「原子力損害の賠償に関する法律」第 18 条第 2 項第 1 号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。」とされているため。					
施策・指標に関するグラフ・図等							
直近年度の平均審理期間：約 6 ヶ月（平成 26 年度） 申立件数の累積：18,031 件（平成 27 年 10 月末現在） 既済件数：15,287 件（平成 27 年 10 月末現在）							
達成手段 (事業)							
名 称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】			行政事業レビューシート番号			
原子力損害賠償紛争審査会等	4,849 (復興特会 (復興庁))			0070 (復興庁)			

達成手段 (法令改正・税制措置)		
名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
—	—	—
達成手段 (諸会議・研修等)		
名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
—	—	—
関連する独立行政法人の事業		
名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
—	—	—
平成 26 年度評価書 からの変更点	活動指標及びその目標値について更新。	

施策の予算額・執行額						
(※政策評価調書に記載する予算額)						
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度要求額	
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	0 ほか復興庁一括 計上分 4,607,395	0 ほか復興庁一括 計上分 4,873,705	0 ほか復興庁一括 計上分 4,849,281	0 ほか復興庁一括 計上分 4,798,881	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	補正予算	0 ほか復興庁一括 計上分 -451,160	0 ほか復興庁一括 計上分 -536,635	—		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	—		
	繰越し等	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0			
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>			
	合計	0 ほか復興庁一括 計上分 4,156,235	0 ほか復興庁一括 計上分 4,337,070			
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>			
	執行額 【千円】		0 ほか復興庁一括 計上分 2,609,137	0 ほか復興庁一括 計上分 2,699,015		
			<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

名称	年月日	関係部分抜粋
「原子力災害からの福島復興加速に向けて」改訂	平成 27 年 6 月 12 日（閣議決定）	1. (4) 避難指示解除の見通しの提示とそれに向けた環境整備の加速 (5) 機関のための必要十分な賠償 2. (4) 住居確保損害賠償・精神的損害の一括賠償の円滑な支払 3. (3) 営業損害・風評被害への賠償等に関する対応

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

【原子力損害賠償紛争審査会が策定した原子力損害賠償の判定等に関する指針】

- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（平成 23 年 4 月 28 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（平成 23 年 5 月 31 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」（平成 23 年 6 月 20 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成 23 年 8 月 10 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（平成 23 年 12 月 6 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成 24 年 3 月 16 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）」（平成 25 年 1 月 30 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（平成 25 年 12 月 26 日）

※全て文部科学省 HP において公表済み（http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/index.htm）

【原子力損害賠償紛争解決センター】

- 原子力損害賠償紛争解決センターへの累積申立件数（平成 27 年 3 月 31 日付時点）：15,561 件
- 原子力損害賠償紛争解決センターの累積既済件数（平成 27 年 3 月 31 日付時点）：12,663 件

有識者会議での指摘事項	—
-------------	---

主管課（課長名）	研究開発局 原子力損害賠償対策室（千原 由幸）
関係課（課長名）	—

評価実施予定時期	平成 28 年度
----------	----------